

「救護法」期の神戸養老院の実践史研究

井村 圭壯

The History of the Activities of the Kobe Yoro-in under the Poor Relief Law

Abstract

The Poor Relief Law was approved on March 23, 1923 and took effect on January 1, 1932. This study makes a microscopic analysis of the changes in the operations of the activities of homes for the aged caused by the Poor Relief Law, which designated them as Relief Institutions under public authority, and supplied them with Relief Subsidies.

The activities under the Poor Relief Law of the Kobe Yoro-in, where many original documents remain, were classified and analyzed at this time, with a focus on the structural relationships among the policy making body, the old age home and the (aged) residents.

The Kobe Yoro-in, established in 1899 by the Christian Nobue Terasima (1867-1918), continues to operate as a social welfare corporation, now called the Kobe Rojin Home. For this study, the original files kept at the home, especially duplicates of documents submitted to the city and prefecture, were examined.

Key Word : Poor Relief Law, relief institution, Social Work Law

1. 序論

1929 (昭和4)年3月23日に成立した「救護法」が、1932 (昭和7)年1月1日から実施された経緯については誰もが知るところである。1927 (昭和2)年3月の金融恐慌、1929 (昭和4)年10月、世界恐慌の影響による糸価暴落、1930 (昭和5)年には恐慌が益々深刻化した。また、1927 (昭和2)年5月の第1次山東出兵、1928 (昭和3)年3月には日本共産党大検挙 (三・一五事件)、5月済南事件、第2次、第3次山東出兵、1931 (昭和6)年3月の三月事件 (軍部内閣結成の陰謀)、9月、柳条溝の満鉄爆破事件、満州事変の勃発等、経済不況と忍び寄る軍国化体制の中で、「救護法」を翌1930 (昭和5)年から施行に移すことは不可能となった。こうした中で1930 (昭和5)年2月に「救護法実施期成同盟会」が結成され精力的な社会運動を展開したことは、「救護法」施行に多大な影響を与えたといつてよい。

本稿は、この「救護法」によって養老事業施設が「救護施設」という認可施設に法的に規定され、施設に対して「救護費」が支給されることによって、公的社会事業施設としてどのように変化したか否かについてミクロの視点から分析する。今回は原資料が多く残っている「神戸養老院」の「救護法」期の実践を政策主体、実践者、生活者との構造的関連を基盤において整理・考察する。なお、「神戸

「養老院」は1899（明治32）年、キリスト教信者（メソジスト派）寺島信恵（1867-1918）によって創設された施設であり、現在は養護老人ホーム「神戸老人ホーム住吉苑」、特別養護老人ホーム「光明苑」（神戸市東灘区住吉本町）、特別養護老人ホーム「友愛苑」（神戸市北区有野町唐櫃）として存続している。本稿は、施設に残っている原資料を繙きつつ、「救護法」時代の養老事業施設について考察する。

II. 救護法の救護費と被救護率

「棄児養育米給与ノ方ヲ定ム」「三子出生貧困ノ者ヘ養育料ヲ給与ス」（明六・三・三太布告七九）、
「棄児養育米被下ハ自今満十三年ヲ限リトシ及年齢定方」（明六・四・二五太布告一三八）、
「恤救規則」等を統合するかたちとして「救護法」は成立した。また、私人の救護施設（私設社会事業）を法体系の中に組み入れ、国、道府県、市町村の役割を明確化したのもこの法律である。¹⁾「救護法」は1932（昭和7）年1月1日から実施されるが、全国の民間養老事業施設は道府県に認可の届けを行っている。「神戸養老院」は1932（昭和7）年9月に「救護施設」としての認可を受けている。²⁾因みに、他の施設を調べてみると、「函館慈恵院」1932（昭和7）年10月24日、³⁾「小野慈善院」（石川県）1932（昭和7）年6月22日、⁴⁾「大勸進養育院」（長野県）1932（昭和7）年5月12日、⁵⁾「大阪養老院」1932（昭和7）年7月1日、⁶⁾「滋賀養老院」1933（昭和8）年2月、⁷⁾「秋田聖徳会養老院」1933（昭和8）年5月3日、⁸⁾「札幌養老院」になると1934（昭和9）年6月21日⁹⁾に認可を受けている。

ここで「救護法」当時の「神戸養老院」の概要を示す。

「 神戸養老院

第一章 総則

第一条 本院ハ神戸養老院ト称ス

第二条 本院ハ救護施設トシテ六十五才以上老衰者ノ養老扶助並ニ基督教精神ニ基キ六十才以上ニシテ扶助者ナキモノヲ扶養スルヲ以テ目的トス

第三条 本院ハ神戸市湊区都由乃町二丁目十五番屋敷ニ置ク

第二章 維持法

第四条 本院ノ維持ハ救護法ノ実施ニヨリ救護金ノ収入並ニ賛助員及篤志家ノ寄附金品等ノ収入ヲ以テス

第五条 本院ニハ寄附原簿及ビ賛助員原簿ヲ備ヘ寄附者ノ氏名及金品ヲ記載シ保存ス又、院報ヲ以テ随時之ヲ報告ス

第六条 本院ノ資産ニ属スルモノハ役員会ニ於テ評議シ最モ確實ナル方法ニテ保存スベシ

第三章 賛助員

第七条 本院ノ目的ヲ賛成シ毎月若クハ毎年一定ノ金品ヲ寄附シ其事業ヲ補翼スル者ヲ賛助員トス

第八条 賛助員タラシメントスル者ハ其ノ氏名住所及ビ定期出品金額トヲ認め本院ニ申込ムモノトス

第四章 役員

第九条 本院ニハ左ノ役員ヲ置ク

院長一名 主任一名 牧師一名 評議員若干名

第十条 院長及主任並ニ牧師ハ評議員会ニ於テ選定ス評議員ハ総会ニ於テ推薦囑托スルモノトス

第十一条 院長ハ院務ヲ總理シ本院ヲ代表ス主任ハ院長ノ事故アル時ハ其ノ職務ヲ代理ス評議員ハ評議員会ニ列シ重要ナル院務ヲ評決ス

第五章 総会及評議員会

第十二条 本院ハ毎年二月総会ヲ開キ事業成績会計ニ関スル報告役員選挙及ビ必要ナル事項ヲ議決ス

第十三条 総会ノ議事ハ出席賛助員過半数ニ依リ之ヲ決ス可不同数ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四条 評議員会ハ必要ノ時院長隨時之ヲ召集ス

第十五条 本院々則ハ総会ノ議決ヲ経ルニアラザレバ変更スル事ヲ得ズ

以上 神戸養老院」¹⁰⁾

上記第四条に「本院ノ維持ハ救護法ノ実施ニヨリ救護金ノ収入並ニ賛助員及篤志家ノ寄附金品等ノ収入ヲ以テス」と規定されている。つまり「救護法」による「救護費」「賛助金」「寄附金」を基盤としての施設運営である。表1には昭和7年度の収支決算書(収入の部)を示しているが、「寄附金」が1517.85円、「賛助金」2162.08円、「救護法ニ依ル収入」1509.50円となっており、これら3項目によって収入全体の7割を超えていることがわかる。「救護費」はその後1933(昭和8)年度1665.25円、¹¹⁾1934(昭和9)年度1695.35円、¹²⁾1935(昭和10)年度1009.90円¹³⁾と一定の財源

表1. 昭和七年度収支決算書(収入の部)

計	収入の部														科目	昭和七年度収支決算書				
	第一項 雑収入	第六款 雑収入	第七項 繰越金	第三款 繰越金	第七項 市慈善金	第六項 市救済協会補助金	第五項 神戸市補助金	第四項 奨励金	第五項 兵庫県奨励金	第三項 奨励金	第二項 御下賜金	第一項 宮内省	第四款 補助金	第二項 賛助金			第三項 寄附金	第三款 寄附金	第二項 埋葬費	第一項 生活扶助費
六八三・七七	五八・〇〇	五八・〇〇	六・〇・三四	六・〇・三四	一五・〇〇	一〇・〇〇	二五・〇〇	三〇・〇〇	一〇・〇〇	二〇・〇〇	九六五・〇〇	二二六二・〇八	一五二七・八五	三六七九・九三	七・〇〇	一四三二・五〇	一五〇九・五〇		収入決算	
五二六〇・〇〇			六・〇・〇〇	六・〇・〇〇	一〇・〇〇	二五・〇〇	三〇・〇〇				六五〇・〇〇	二二〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇	三〇〇〇・〇〇	七・〇〇	八三〇・〇〇	九〇〇・〇〇		収入予算	
一六六二・七七		五八・〇〇	増	増	一五・〇〇				増	二〇・〇〇	増	減	増	増	増	増	増		差引増減	
																			備考	

出所：『昭和拾式年度提出書類控』

を形成していたが、1936（昭和11）年度810.50円、¹⁴⁾1937（昭和12）年度655.00円、¹⁵⁾1938（昭和13）年度636.25円、¹⁶⁾1939（昭和14）年度744.25円¹⁷⁾へと激減している。そのひとつの要因は「救護法」の該当者が減少したこと、逆に非該当者が増加したことによると考えられる。原資料の「被救護者取扱状況」を調べてみると、「法該当者」は1933（昭和8）年が22名で最も多く、¹⁸⁾以後1934（昭和9）年度13名、¹⁹⁾1935（昭和10）年度9名、²⁰⁾1936（昭和11）年度7名、²¹⁾1937（昭和12）年度7名、²²⁾1938（昭和13）年度6名、²³⁾1939（昭和14）年度6名²⁴⁾へと減少している。逆に、1935（昭和10）年度から「然ラザル者」が「法該当者」を上回り、1935（昭和10）年度10名、²⁵⁾1936（昭和11）年度8名、²⁶⁾1937（昭和12）年度8名、²⁷⁾1938（昭和13）年度10名、²⁸⁾1939（昭和14）年度9名、²⁹⁾1940（昭和15）年度10名³⁰⁾と微量ながら増加している。

小笠原祐次は全国の施設を調査する中で「道府県によって適用に相当の幅のあったこと」を指摘しているが、³¹⁾1935（昭和10）年の「被救護率」を見ても、「秋田聖徳会養老院」59.1%、「京都養老院」88.3%、「別府養老院」76.0%、「佐世保養老院」100.0%、「東京養老院」55.1%、「浴風園」19.3%、「聖ヒルダ養老院」8.3%、「東京老人ホーム」21.7%³²⁾となっており、施設によってその比率は著しいひらきが見られた。「神戸養老院」の「被救護率」は1932（昭和7）年度62.5%、1933（昭和8）年度75.9%、1934（昭和9）年度61.9%、1935（昭和10）年度47.4%、1936（昭和11）年度46.7%、1937（昭和12）年度46.7%、1938（昭和13）年度37.5%、1939（昭和14）年度40.0%、1940（昭和15）年度41.2%となり、昭和10年代から「被救護率」が低下している。こうした現象が必然的に「救護費」の削減に繋がっており、財源上は「賛助金」「寄附金」その他の収入等に頼らざるを得なくなってきた。1932（昭和7）年7月に開催された全国養老事業協会の「第二回全国養老事業大会」においても、「救護法」によって救護を受ける者の少ない実態が報告されている。³³⁾

Ⅲ. 賛助金・寄附金

「神戸養老院」は法律上は「救護施設」としての社会的位置づけは得たものの、依然として「賛助金」の占める位置は大きかったといえよう。「神戸養老院」の創設者である寺島信恵は1899（明治32）年に「友愛養老院」を開設するが、この段階で「友愛会」という支援組織を作っている。その後、1903（明治36）年3月「神戸養老院」と改名し事業の拡張を図るが、寺島の構想の中には、賛助者の支援によって事業展開を進めていくという博愛的慈恵思想があった。

1905（明治38）年6月21日に福音印刷合資会社神戸支店において印刷され、同年6月24日に発行された小冊子『神戸養老院』があるが、これは養老事業の社会化と同時に施設の組織化、地域化を意図したものであった。この小冊子は年次報告書の機能も果たしており、「明治三七年自一月至十二月神戸養老院経費収支決算表」が記載されている。これを見ると、「収入の部」「金貳百七拾貳円拾八錢九厘」とあるが「内譯」は「月約賛助金」「一八二円二一五」「臨時寄附金」「八九円九七四」のみであり、³⁴⁾施設開設当初は「賛助金」「寄附金」によって財源は成り立っていた。上記小冊子には十一頁におよぶ明治37年の「賛助員姓名表」「臨時特別寄附者姓名表」「物品寄附者名簿」がくま

なく記載されており、地域支援者への賛同を期待していたことが理解できる。小冊子には「本院の評議員並役員」³⁵⁾が記され、組織化された支援体制は寺島の初期からの構想であった。その後年次報告書は『神戸養老院報』として発行されているが、例えば1924（大正13）年1月に発行された『院報』第十六号では4頁中3頁は「篤志家御芳名」「金員寄附者芳名」「物品寄附者芳名」「賛助員芳名」に充てられている。³⁶⁾「賛助員芳名」には北野町山本通方面、中山手通、下山手通、北長狭通、加納町、布引町、生田町、二宮町、琴緒町、旭通、熊内、葺合、籠池通、野崎通、上筒井通、阪口通、宮本通、熊内橋通、旗塚通、国香通、元町、栄町、海岸通、元居留地、三宮町、葺合方面、平野方面、楠町、多聞通、仲町、相生町、荒田町、石井夢野方面、兵庫方面、西代、板宿、須磨方面、鹽屋、垂水、明石、姫路、西灘村、六甲村、西郷町、御影町、住吉村、魚崎以東尼崎方面、大阪市住吉村方面、堺市浜寺方面、淡路、洲本町、高知市、備前香登町と区分され、賛助員名が記載されており、神戸市を中心に、兵庫県、他府県へと広がりを見せている。

表2には「救護法」制定前後からの各年度収支決算書における総収入、賛助金、寄附金等を示しているが、「救護法」が制定された1929（昭和4）年頃から「賛助金」が減少していることがわかる。また、「寄附金」も昭和2年度から昭和5年度まで急激に減少している。1927（昭和2）年の金融恐慌、1929（昭和4）年の世界恐慌、その影響による糸価暴落、1930（昭和5）年金解禁による昭和恐慌により、社会情勢が深刻化した時代でもあった。また、この時代の農業恐慌により身売りなどの社会問題も発生した。こうした時代の社会的実情もあり、「賛助金」「寄附金」は減少したとも推

表2. 総収入、賛助金等

	総収入	賛助金	寄附金	合計	県奨励金	市補助金	宮内省 御下賜金	内務省 奨励金	救護法二 依り収入
大正14年度	4972.072	2490.10	1106.18	3596.28	970		300	助成金 200	
大正15 昭和元年度	5372.23	2401.15	2155.43	4556.58	400				
昭和2 "	4851.96	2468.30	1426.39	3894.69	400				
3 "	4977.63	2448.97	1378.94	3827.91	450				
4 "	5215.89	2467.50	865.53	3333.03	300		100	100	
5 "	5294.55	2417.35	670.74	3088.09	300	100	200	100	
7 "	6822.77	2162.08	1517.85	3679.93	300	100	200	100	1509.50
8 "	7163.86	1863.90	1835.71	3699.61	250	100	300	100	1665.25
9 "	7884.44	1653.55	2659.95	4313.50	350	100	300	400	1695.35
10 "	6364.98	1662.55	1754.93	3417.48	300	100	300	400	1009.90
11 "	5532.18	1567.89	869.48	2437.37	300	100	300	400	810.50
12 "	5938.34	1795.20	1265.22	3060.42	300	100	300	400	655.00
13 "	5334.15	1584.60	1326.20	2910.80	240	100	100	厚生省奨励金 550	636.25
14 "	6905.46	1547.30	1758.80	3306.10	200	100	300	厚生省奨励金 730	744.25
15 "	6629.52	1467.15	1261.90	2729.05	200	100	100	厚生省奨励金 730	1300.25

出所：各年度提出書類控から作成

察されるが、表2からもわかるように「市補助金」「宮内省御下賜金」「内務省奨励金」あるいは表1の「県救済協会奨励金」「市慈恵金」等の補助金が収入に加算されてきたことも影響している点と考えられる。原資料では「宮内省御下賜金」が大正10年から、「内務省奨励金」が明治44年から、「県奨励金」が大正元年から「県救済協会奨励金」が大正11年から、「市補助金」が昭和5年から交付されたという記録が残っているが、³⁷⁾補助金においても「救護法」の成立とともに「県奨励金」は450円から300円に減少し、「救護法」の施行期には250円となっている。

小笠原祐次は「救護法の実施は、その適用によって経営的安定が実現できるとの期待とは反対に、適用は十分に行われず、さらには寄附や助成金などの減少によってかえって経営を困難にした」³⁸⁾と分析しているが、「神戸養老院」においても「救護法」施行後の1933（昭和8）年から「賛助金」が千円代に低下し、表2からもわかるように、1935（昭和10）年度から「賛助金」「寄附金」の合計が急激に減少した。この内実には「賛助会員数」の減少がある。原資料から会員数を抽出してみると、1926（昭和元）年1100名、³⁹⁾1927（昭和2）年1200名、⁴⁰⁾1929（昭和4）年1200名、⁴¹⁾1931（昭和6）年1200名、⁴²⁾1937（昭和12）年700名、⁴³⁾1938（昭和13）年670名、⁴⁴⁾1939（昭和14）年650名、⁴⁵⁾1940（昭和15）年630名⁴⁶⁾となる。「賛助会員数」の減少の原因は多面的側面からの分析が必要であり、原資料の不足から分析の難しさはあるが、1932（昭和7）年度からの「救護費」の支給、「救護施設」としての法的、社会的位置づけ、その後の「社会事業法」による国庫補助金の増加等が考えられる。

なお、表2に示すように「総収入」は1935（昭和10）年度以降減り続けており、「神戸養老院」では兵庫県に以下のような「御願」を提出し「賛助員並二寄附金」の募集を展開していった。

「 御 願

神戸養老院ハ明治三十二年創立以来本院々則第二条ノ目的ヲ達スルタメ賛助員ノ会費並ニ篤志家ノ寄附金ニテ維持シ来リシモ、昨今不景気ノタメ賛助員ノ会費並ニ寄附金減少シ事業経営上大ニ困難ヲ致ス傾向此レ有リ候ニ付此際御許可ヲ頂キ賛助員並ニ寄附金ヲ募集シ以テ不幸ナル老人等ヲシテ老後ヲ安ラカニ過サセ度存ジ候ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御許可ナシ下サレ度此段及御願候也

昭和六年三月二十六日

神戸市都由之町二丁目十五

神戸養老院院長 西村 祐辨

” 主任 渡辺 鶴代

兵庫県知事 岡 正雄殿 」（⁴⁷⁾

「兵庫県保指令第四一八号

神戸市都由乃町二丁目十五番屋敷

神戸養老院長 西村 祐辨

昭和六年二月四日附願扶養義務者ナキ老齡者救護……ノ為寄附金募集ノ件左ノ通許可ス

但シ募集ニ従事セムトスルトキハ予メ其日時及募集従事者ノ住所氏名ヲ募集地警察官署ニ、募集ヲ

井村 圭壯

中止シ終了シ若ハ期間満了シタルトキハ所轄警察官署ヲ經由シ収支計算書ヲ添ヘ当庁ニ届出ツヘシ
昭和六年四月二日

兵庫県知事 岡 正雄

一、募集区域 県下一円
一、募集予定額 一千円
一、募集期間 自昭和六年四月二日 満一ヶ年間⁴⁸⁾
至昭和七年四月一日

また、下記のような「申請書」「下付願」を申請し、経費節減の苦心をしている。

「 聴取料金免除申請書

神戸市湊区都由乃町二丁目一五

神戸養老院

本院ハ明治三十二年一月其ノ筋ノ認可ヲ得養老扶助貧困者救助ノ目的ヲ以テ創立セシモノニシテ現今
養老事業トシテハ神戸市ニ於ケル唯一ノ民間社会事業ナリ昭和七年一月一日ヨリ救護法実施ニヨリ先
般救護施設認可申請書ヲ提出シ目下申請中ナリ創立以来既ニ三十余年ヲ経過シ其ノ間宮内省御下賜金
内務省奨励金ヲ度々拝受シ県市ノ補助奨励金及ビ篤志家ノ寄附金品ニヨリ多クノ不幸ナル老衰者並ニ
貧困者老人及ビ盲人ニシテ扶助者ナキ老人等ヲ収容扶助シ来レリ現今モ二十数名ノ老人ヲ収容セリ其
ノ内ニハ盲人モアリ以上ノ如キ実情ナルヲ以テ何卒特別ノ御詮議ヲ以テ聴取料金免除相成度此ノ段申
請候也

右代表

院長 西村 祐辨

主任 渡辺 鶴代

昭和七年二月 日

大阪放送局 御中 」⁴⁹⁾

「 神戸市電無料乗車券下附願

神戸養老院ハ明治三十二年ニ創設セラレシモノニシテ爾来三十六年間不幸ナル老人ノ救護ニ務メ来レ
リ其間県市当局ノ御補助ニ依リ今日アルヲ得経営者一同大ニ感謝致居候就テハ今度交通費膨大ヲ極メ
経営困難ニ陥リ誠ニ困却致居候間何卒神戸市電無料乗車券御下附相成度此願上候

昭和九年三月二十八日

神戸養老院

院長 西村 祐辨 」⁵⁰⁾

しかし、1936（昭和11）年度には「寄附金」が869円48銭と大幅に減少し、先に示した「被救護率」
の低下とともに「救護費」の減少により、一層財源を圧迫していった。表2に示す1938（昭和13）
年度からの「厚生省奨励金」は1938（昭和13）年4月1日公布（法律第57号）、7月1日に施行された「社
会事業法」によるものであり、まさに臨戦体制へと突き進む象徴的法律であった。1938（昭和13）

年には「国家総動員法」が公布され、翌年には軍事教練を強化、日米通商条約破棄、日英会議決裂、第二次世界大戦へと突入する時代であった。

IV. 実践者について

先に示した「聴取料金免除申請書」に「院長西村祐辨」「主任渡辺鶴代」と記載されている。西村祐辨は二代目院長吉川亀の死去により、1929（昭和4）年1月23日付で院長となった。⁵¹院長になった時は64歳であった。⁵²西村は慶応元年11月11日生れ、明治19年大津英語学校に入学、明治26年関西学院英語神学部入学、明治29年卒業、明治29年山口県山口町でキリスト教伝道に従事、山口町の鴻城中学校英語科教授、明治33年関西学院英語教授、同年佐賀県唐津中学校教諭、明治38年12月より神戸市中村内外交渉事務所に入り、明治42年「神戸養老院」評議員となっている。⁵³渡辺鶴代は明治16年1月30日岡山県都窪郡早島町生れ、⁵⁴明治38年3月神戸女学院普通科卒業、明治38年9月より岡山市にてウエンライトとともに社会教化事業に従事、明治44年宮崎市女学生ホーム舎監、大正7年9月14日「神戸養老院」主任として就任している。⁵⁵

創設者である寺島信恵が1918（大正7）年5月19日、51歳の若さで死去した。葬儀は「神戸栄光教会」で賀川豊彦の司式で行われた。⁵⁶渡辺の父、溝手文太郎が同志社別科神学科に学び、「神戸教会」伝道師、後に副牧師を務めていた経緯もあり、文太郎は娘の鶴代、春枝、愛の3人を「神戸女学院」に入学させている。渡辺鶴代は寺島信恵の娘、寺島君枝とともに「神戸女学院」を卒業した。⁵⁷渡辺鶴代の人物史研究に関しては別の機会に譲るが、上記の関連からも推察されるように、神戸という地、キリスト教信者、実践者として渡辺と寺島との繋がりには深い信仰上の導きがあった。寺島の死後、吉川亀が院長となり、渡辺が主任として実質的な運営にあたっている。1918（大正7）年9月渡辺の息子鍛とともに「神戸養老院」での住み込み生活を開始し、翌1919（大正8）年1月には長女松代を生んでいる。⁵⁸夫は結核を発病し、郷里の福島県相馬郡日立木村の実家で療養中であった。

「救護法」下の時代に論点を移すが、原資料『自昭和十一年至昭和十三年五月提出書類控神戸養老院』の中に「職員其他従業員」という記録があり、「有給、男事務員一、男集金兼雑役一、男集金兼炊事一、女主任(院長事務代理)一」「無給、男院長一、女保母(扶助兼看護係)一」と記述されている。「男集金」とあるのは先に示した「賛助員並二寄附金」の募集を担当しており、毎年、県に担当職員の履歴書を提出し、その控も原資料として施設に保存されている。「女主任(院長事務代理)」とは寺島の後を受け継いだ渡辺鶴代を示しており、渡辺はその後、「救護法」「社会事業法」下の養老事業施設を戦時体制の中で運営していった。渡辺は1945（昭和20）年3月17日の神戸大空襲の後、病に倒れ、1946（昭和21）年6月1日には長男鍛の妻である敏子が主任に就任した。まさに渡辺鶴代の実践は社会事業期、厚生事業期の財源的苦悩時代の活動であった。

V. 生活者の状況

神戸市下山手通4丁目に創設された「神戸養老院」は、1920（大正9）年に神戸市都由乃町2丁目に移転した。新築の家を買っての移転であった。細川海天の記述では「家屋は一棟四軒の新築で、小高いところに建っていた。西の方は家がなく草っ原になっていて芹なども生えていた。彼女は県社会課長の小田直蔵を下見に連れて行った。彼は「廊下で四軒を続けるといい。二十人を一緒に入れるより、各部屋に四、五人ずつ収容すれば、家庭的でいいだろう」と買入れの融資を認めた。新しい養老院は建坪七十七坪、定員二十五人。収容室は、八畳、六畳、四畳半など十三室。」⁵⁹⁾となっている。渡辺鶴代は子ども2人と西端の一軒分に移り住んだ。高齢者との共同生活であった。

なお、家屋は買い入れたものの土地（135坪）は借地であり、毎年の収支決算表から借地料を抽出すると以下ようになる。1927（昭和2）年421円56銭、⁶⁰⁾1928（昭和3）年421円56銭、⁶¹⁾1929（昭和4）年421円56銭、⁶²⁾1930（昭和5）年421円56銭、⁶³⁾1931（昭和6）年420円52銭、⁶⁴⁾1932（昭和7）年420円、⁶⁵⁾1933（昭和8）年420円。⁶⁶⁾1938（昭和13）年度から借地料が高くなり、1940（昭和15）年度は442円80銭と上昇した。⁶⁷⁾臨戦体制の中、物価の高騰、物資不足、「救護費」の減少等が重なり、入所している高齢者の生活も苦しいものがあった。

表3. 健康者・病弱者等区分

	健康者			病弱者			現在計			死亡		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和4年度	4	2	6	4	7	11	8	9	17	0	9	9
5	3	3	6	3	10	13	6	13	19	4	7	11
6	0	4	4	3	18	21	3	22	25	2	13	15
7	2	1	3	0	21	21	2	22	24	6	19	25
8	3	8	11	2	16	18	5	24	29	4	25	29
9	1	5	6	2	13	15	3	18	21	5	11	16
10	0	5	5	3	11	14	3	16	19	3	10	13
11	1	7	8	2	5	7	3	12	15	3	11	14
12	1	5	6	2	7	9	3	12	15	3	11	14
13	1	4	5	1	9	10	2	13	15	1	9	10
14	1	6	7	0	8	8	1	14	15	1	5	6
15	2	6	8	1	8	9	3	14	17	0	8	8

出所：各年度提出書類控から作成

表4. 該当種別

合計	育ノ母		乳児哺		虚弱ノ者		又ハ身体		精神耗弱		疾病		不具癈		妊産婦		十三才以下		老衰者		六十五才以上		該当種別	人員
	計	然ラザル者	疾病傷病ノ者	計	然ラザル者	疾病傷病ノ者	計	然ラザル者	疾病傷病ノ者	計	然ラザル者	疾病傷病ノ者	計	然ラザル者	疾病傷病ノ者	計	然ラザル者	疾病傷病ノ者	計	然ラザル者	疾病傷病ノ者			
二二				四	二	二					一	一								一六	五	一一		

出所：『昭和拾年度提出書類控』 p.460

表3は兵庫県に提出する「社会事業調査表(養老)」⁶⁸⁾から「現在計」「健康者」「病弱者」に区分された表及び「死亡」の欄を抽出し、年度ごとにまとめているが、「救護法」が施行された1932(昭和7)年には「健康者」3名、「病弱者」21名、「死亡」25名となっている。1934(昭和9)年以降は生活者数が減少し正確な分析は困難であるが、表4からもわかるように「精神耗弱又ハ身体虚弱ノ者」「不具癈疾ノ者」「疾病傷病ノ者」等、社会的身体的障害を持つ高齢者が生活していた。ただし、先にも示した「被救護率」は1934(昭和9)年61.9%、1935(昭和10)年47.4%、1936(昭和11)年46.7%、1937(昭和12)年46.7%、1938(昭和13)年37.5%と低下した。県に提出する「社会事業調査表(養老)」の「病弱者」に該当しない高齢者の入所が増加し、別の視点からいえば、「救護法」の対象とならない高齢者が多くなった。同時に、天涯孤独となった高齢者が「方面委員」によって施設に紹介されてくるというシステムが確立しつつあった。表5の県に報告する「収容者調」の「収容ノ経路」はこの点を物語っている。また、「昭和拾参年度処務要件」をみると、「六月三十日 葺合方面委員会石本幹事紹介ニヨレル〇〇〇〇〇老人本日入院ス」「七月十八日 林田町方面委員佐藤小十郎氏紹介ニ依レル〇〇〇〇〇老人本日入院ス」「七月十九日 菊水橋方面委員会紹介ニ依レル〇〇〇〇〇老人入院ス」「八月三日 菊水橋方面委員会紹介ニ依レル〇〇〇〇〇老人入院ス」「九月三十日 灘区方面委員会招会ニ依レル〇〇〇〇〇老人入院ス」「十月七日 菊水橋方面委員会紹介ニヨレル〇〇〇〇〇老人入院ス」(以下略)といった記述が残っている。⁶⁹⁾「方面委員」と「救護法」との関連は、よく知られているように「救護法」実施に向けての方面委員の陳情活動があった。1929(昭和4)年11月の「第二回全国方面委員会会議」では陳情委員を組織化し、その後の「救護法実施期成同盟会」へと繋がっていった。「救護法」施行後は、方面委員は「法的救護」と「任意的救護」を兼ねることとなり、また

1937（昭和12）年1月からは「方面委員令」が施行され、方面委員は地域社会において「救護法」を執行する上での中枢機関として機能していったのである。

表5. 収容者調

昭和十五年八月三十日	昭和十五年八月九日	昭和十五年六月二十八日	昭和十五年三月十日	昭和十四年九月四日	昭和十四年六月一日	昭和十三年十月二十二日	昭和十三年八月三日	昭和十三年二月十日	昭和十三年一月十二日	昭和十二年八月二十一日	昭和十一年十二月十日	昭和九年十一月五日	昭和九年十一月五日	昭和八年七月六日	昭和八年五月二十日	昭和五年八月三十一日	昭和四年八月五日	収容年月
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	氏名
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
七八	七四	六五	六五	七四	七四	八二	六九	六六	六六	八九	七四	七〇	七二	六六	八二	七五	七八	年令
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	男	女	女	女	女	女	女	男女別
有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	由親又ハ家族の有無
方面委員	方面委員	方面委員	当院援助者ヨリ	方面委員	当院援助者ヨリ	方面委員	方面委員	全	当院援助者ヨリ	方面委員	全	全	当院援助者ヨリ	方面委員	方面委員	方面委員	方面委員	収容ノ経路

出所：『昭和拾四年度提出書類控』

表5に示した「収容者調」には年齢が記載してあるが、明らかに現代の老人ホームに比較すると年齢は低いことがわかる。1932（昭和7）年に設立された「全国養老事業協会」の「全国養老事業調査（第二回）」（昭和11年12月31日現在）においても75歳未満の「前期高齢者」が71.7%であった。⁷⁰⁾表5からも理解できるように「神戸養老院」の場合は、18名中12名が75歳未満であり、66.7%となり、幾分その比率は低い。

なお、「救護法」時代の「神戸養老院」の1つの特徴は入所者に女性が多い点である。「全国養老事業調査(第二回)」では男性2357名、女性2330名となっており男性が幾分多くなっている。⁷¹⁾同調査から引用すると、兵庫県には5施設が調査対象となっているが、表6に示すように各施設によって収容人員の性別にはばらつきがみられる。「神戸養老院」に女性入所者が多いひとつの要因として看護婦、助産婦であった創設者、寺島信恵が同窓と神戸市下山手に1897（明治30）年「友愛派出看護婦会」をつくり、1899（明治32）年に「友愛養老院」として開設し、3名の女性高齢者を入所させた経緯も影響しているのかもしれない。ただし、1903（明治36）年「神戸養老院」と名称を変更し、評議員の決議で男性収容が決定したことも事実である。また、1905（明治38）年に発行された小冊子『神戸養老院』には評議員、役員が記載されているが、評議員10名中女性は寺島を含めて2名であった。⁷²⁾なお、役員は全員女性となっている。実質的に有給職員として運営実践にあたった寺島信恵、

渡辺鶴代、渡辺敏子の実践、その実践は施設の中で高齢者とともに生活するという現代の老人ホームの措置あるいは契約方式の運営とは内実的に異なるものであった。こうした女性による養老事業実践が女性入所者を多くしているのかもしれないが、大正期に発行された年次報告書(大正13年)には「大正十二年度収容人員」として「男十七名 女十四名」との記載があり、⁷³⁾一面的に女性入所者が多いと断言することには危険性がある。ただし、「救護法」期に女性入所者が多かったことは表3のデータが物語っている。

VI. 結語

池田敬正は「歴史における社会福祉」『二十一世紀の社会福祉をめざして』(2002年)⁷⁴⁾において、社会科学における規範分析と歴史分析を社会福祉の分析に導入し、人間の福祉に貫通の理念、そして自立と連帯を共存させる社会関係への歴史的発展についての分析を強調している。池田は「この歴史や規範の分析を避けた現状分析は、社会科学を技術主義的なモラル・フィロソフィをもたない科学に墮せしめよう。」⁷⁵⁾と警告する。

本稿は現代の社会福祉学領域における研究上の空白部分ともいえる「歴史分析」を視点において論述した。特に、高齢者福祉領域の「歴史分析」は小笠原祐次、山本啓太郎、百瀬孝、その他の研究者による近年の研究、あるいは一番ヶ瀬康子、池田敬正、その他の研究者のこれまでの実績はあるが、施設史研究の点においては、課題あるいは原資料が山積みされている。筆者の研究視点は、池田の警告する論点を踏まえ、ミクロの施設史研究を積み上げていく帰納法を主眼として、社会福祉学の空白部分を埋めていくことにある。

今回は上記に示した「神戸養老院」を「歴史分析」の中心に据え、特に「救護法」によって施設の実践上の内実がどのように変化していったかを政策主体、実践主体、生活者との関連の中から考察した。

「神戸養老院」の内実を見ればわかるように、「救護法」による「救護費」によって施設の運営が成り立つわけでもなく、実践者の苦悩が常に存在した。「救護法」自体、国による民間施設の管理あるいは統制を意図していることは条文が語ってくれる。昭和恐慌下にあって生みの苦しみの中から成立・施行した「救護法」は、慢性的不況の中で揺れ動く国家独占資本主義を保持していくための政策手法

表6. 全国養老事業団体一覧・兵庫県

兵庫					道府県	
西宮養老院	尼崎養老院	神戸市立救護院	神戸養老院	神戸報国義会	名称	
団体	団体	市立	会員	財法	組織	
二	二	四六	四	一五	有給	職員数
	一		二		無給	
	三	八〇	三	一五	男	収容人員
六	九	五二	二三	七	女	
六	一二	二三	二五	二三	計	創立年月
昭和 一〇・六	昭和 七・二	大正 一三・一	明治 三二・一	明治 二五・九		

出所：『全国養老事業調査(第二回)』
全国養老事業協会、1938年、P.2

であり、同時に民間の施設に対しては国家的管理法として機能していったことは否定できないであろう。

<注>

1) 厚生省五十年史編集委員会編集『厚生省五十年史(記述篇)』財団法人厚生問題研究会、1988年、p.259

2) 『養老施設社会福祉法人神戸養老院概要』

3) 『函館厚生院五十年史』函館厚生院、1950年、p.9

4) 『概要 陽風園』社会福祉法人陽風園、1968年、p.89

5) 『大勸進養育院事業概要』大勸進養育院、1933年、p.40

6) 『道ひとすじ 大阪老人ホーム二代の足跡』社会福祉法人聖徳会、1982年、p.24

7) 『経営事業要覧』大津市社会事業助成会、1934年、p.1

8) 『社会福祉法人秋田聖徳会要覧』

9) 『昭和十年九月 事業概要』札幌養老院、1935年、p.4

10) 『昭和七年度提出書類控』p.335、p.338

なお、頁番号は、戦後、書類整理のために付けたものであり、原資料に最初から付けられた頁番号ではない。

11) 『昭和拾貳年度提出書類控』

12) 同上書

13) 『自昭和十一年至昭和十三年五月提出書類控神戸養老院』

14) 『昭和拾貳年度提出書類控』

15) 『昭和十三年六月以降提出書類控財団法人神戸養老院』

16) 『昭和拾三年度提出書類控』

17) 『昭和拾四年度提出書類控』

18) 『昭和拾貳年度提出書類控』

19) 同上書

20) 同上書

21) 同上書

22) 『昭和十三年六月以降提出書類控財団法人神戸養老院』

23) 『昭和拾三年度提出書類控』

24) 『昭和拾四年度提出書類控』

25) 『昭和拾貳年度提出書類控』

26) 同上書

27) 『昭和十三年六月以降提出書類控財団法人神戸養老院』

28) 『昭和拾三年度提出書類控』

29) 『昭和拾四年度提出書類控』

- 30) 『昭和拾五年度提出書類控』
- 31) 小笠原祐次「公的救済の開始と施設の増設」『老人福祉施設協議会五十年史』全国社会福祉協議会、1984年、p.85
- 32) 同上書、p.85
- 33) 全国養老事業協会『第二回全国養老事業大会報告書』1932年、p.24-27
- 34) 『神戸養老院』神戸養老院、1905年、p.22
- 35) 同上書、p.10
- 36) 『神戸養老院報』第十六号、神戸養老院、1924年、p.2-4
- 37) 『昭和九年度提出書類控』
- 38) 小笠原祐次、前掲書、p.85
- 39) 『昭和二年度提出書類控』 p.246
- 40) 『昭和三年度提出書類控』 p.265
- 41) 『昭和五年度提出書類控』 p.309
- 42) 『昭和七年度提出書類控』 p.353
- 43) 『昭和十三年度自一月至五月提出書類控』
- 44) 『昭和拾三年度提出書類控』
- 45) 『昭和拾四年度提出書類控』
- 46) 『昭和拾五年度提出書類控』
- 47) 『昭和六年度提出書類控』 p.332
- 48) 同上書、p.331
- 49) 『昭和七年度提出書類控』 p.356
- 50) 『昭和九年度提出書類控』
- 51) 「兵庫県指令社会第四八五号」として「昭和四年一月二十三日附願院長変更ノ件認可ス」という書類が2月18日、兵庫県知事から「神戸養老院」に送られている。
- 52) 細川海天『老人福祉に生涯を捧げた女性たち』社会福祉法人神戸老人ホーム、1991年、p.36
- 53) 『昭和九年度提出書類控』に残っている西村の「履歴書」より引用。p.408-409
- 54) 細川海天、前掲書、p.25
- 55) 『昭和九年度提出書類控』に残っている渡辺の「履歴書」より引用。p.410
- 56) 賀川と寺島との実践者としての関連は、倉橋克人「賀川を支える女性―寺島信恵のこと」『福音と世界』第46巻第14号、1991年に詳しく述べられている。
- 57) 細川海天、前掲書、p.26
- 58) 父、文太郎は大原孫三郎らによって設立された「倉敷教会」の初代牧師となり、後に、石井十次の実践を支援し、開拓地茶臼原に移住した。
- 59) 細川海天、前掲書、p.32

- 60) 『昭和三年度提出書類控』 p.267
- 61) 『昭和四年度提出書類控』 p.278
- 62) 『昭和五年度提出書類控』 p.310
- 63) 『昭和六年度提出書類控』 p.327
- 64) 『昭和七年度提出書類控』 p.342
- 65) 『昭和拾貳年度提出書類控』
- 66) 同上書
- 67) 『昭和拾五年度提出書類控』
- 68) 大正期は「救済事業調査表(養老)」であった。
- 69) 『昭和拾三年度提出書類控』
- 70) 『昭和十三年十月 全国養老事業調査(第二回)』全国養老事業協会、1938年、p.12
- 71) 同上書、p.12
- 72) 『神戸養老院』神戸養老院、1905年、p.10-11
- 73) 『神戸養老院報』第十六号、神戸養老院、1924年、p.1
- 74) 池田敬正「歴史における社会福祉」『二十一世紀の社会福祉をめざして』ミネルヴァ書房、2002年
- 75) 同上書、p.56

2002年10月31日受付

2002年12月25日受理